

岩手県告示第202号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年3月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社菅野園芸
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区岩谷堂字南八日市93番地1
    - ウ 代表者の氏名 菅野親
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7878号
  - (3) 処分の内容 とび・土工事業、石工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年3月1日付けでとび・土工事業、石工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年2月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社盛嬉興産
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大通三丁目3番10号七十七日生盛岡ビル
    - ウ 代表者の氏名 大久保勝
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20462号
  - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年2月23日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年2月22日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社御堂
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町沼宮内第15地割9番地1
    - ウ 代表者の氏名 中村幸子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20614号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年2月18日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。